



厚生労働省は、平成29年1月20日に

『労働時間の適正な把握のために使用者が

講ずべき措置に関するガイドライン』

を定めました。

働き方改革を推進いただくためにも、本ガイドラインを踏まえた労働時間管理等の徹底をお願いします。

* ガイドラインの主なポイント *

使用者は以下のことに注意してください。

➡ 労働時間を適正に把握する責務があること

➡ 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

＜原則的な方法＞

- ・使用者自らが現認することにより確認すること。
- ・タイムカード、ICカード、パソコンに使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

＜やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合＞

- ・労働者や労働時間を管理する者へ自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について十分な説明を行うこと。
- ・自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に大きな相違がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ・労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上はこれを守っているようにすることが、習慣的に行われていないか確認すること。

➡ 賃金台帳の適正な調製

労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

詳しくは

香川労働局労働基準部監督課 087-811-8918 までお問い合わせください。

<事業主、管理者のみなさまへ>

5月31日は世界禁煙デーです！

職場の“受動喫煙対策”はどうされていますか？

平成26年に労働安全衛生法が、「事業者は、労働者の受動喫煙^{※1}を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」と一部改正されました。



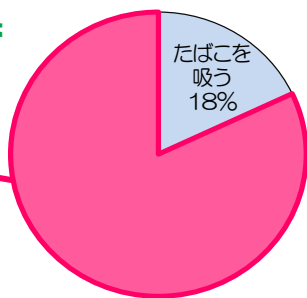
現在、国では、国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙禁止、施設等の管理権原者への喫煙禁止場所の位置の提示の義務づけ、施設等の利用者に対して喫煙禁止場所における喫煙を禁止、義務違反者に対する罰則の適用等を検討しています。

※1：室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

Q たばこを吸う人はどの位いるの？ ^{※2}

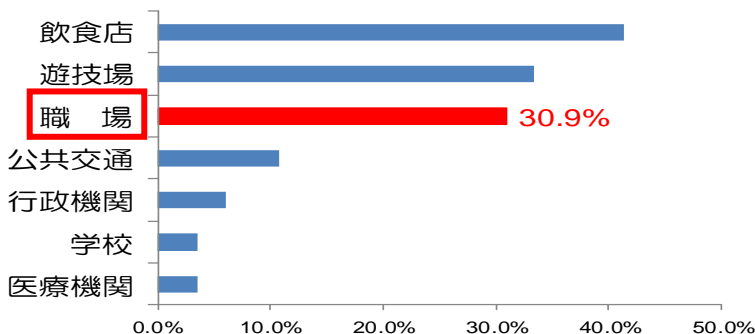
国民の8割以上は
非喫煙者です

たばこを
吸わない
82%



※2：平成27年国民健康栄養調査

Q たばこを吸わない人のうち、過去1ヶ月間に受動喫煙に遭遇した割合は？ ^{※2}



Q もしも、受動喫煙を受けなければ、がん等の死亡を何人位防げるの？

少なくとも年間1万5千人(交通事故死者数の約4倍)が、受動喫煙を受けなければ、がん等^{※3}で死亡せずに済んだと推計されています^{※4}。

※3：肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)

※4：平成28年国立がん研究センター発表

あなたの事業所の皆様の健康のために、受動喫煙防止対策は万全か、ご確認ください。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください

中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2の助成(上限200万円)を受けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

ほかにも、受動喫煙防止対策に係る技術的な相談や助言、受動喫煙防止対策助成金の申請書類の記載方法等についての支援もあります。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>

高松市でも、たばこや受動喫煙に関する健康教育の講師を無料で派遣しています！

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/28133.html>



高松市保健所保健対策課 電話：087-839-2860 E-mail：hc@city.takamatsu.lg.jp